

## 劉劭『人物志』における「偏材」と「兼材」

高橋 康 浩

はじめに

劉劭（生没年不詳）は、字を孔才といい、廣平郡邯鄲縣の人である。後漢の建安年間（一九六―二〇〇年）に出仕したのち、曹魏に仕え、『皇覽』の編纂、『都官考課』の作成、「新律十八編」の制定などに携わった。その劉劭の代表的著作が『人物志』であり、人物の類型と評價基準・方法をまとめたものである。

『人物志』に関する研究について、關正郎は、その内容を総合的に整理・考察し、『人物志』は傳統的儒家の政治觀・聖人觀に基づくと述べる<sup>①</sup>。他方、清水潔は、『人物志』が孔子の言説に啓發された後、黃老や公孫龍子や韓非子ら諸子の説に學ぶところを十分に折り込んで成立したものとし、劉劭をすぐれた心理學者、細緻なる人物鑑定家と見なす<sup>②</sup>。一方、『人物志』を専論したものではないが、多田狷介は、明帝期以降の司馬懿の擡頭という政治狀況、および當時の劉劭の交友關係を整理した上で、かれを曹氏派の實務的立法家と位置つけた<sup>③</sup>。また、岡村繁は、後漢末以降の人物評論を追う過程で『人物志』を取りあげ、その撰述意圖を考察した<sup>④</sup>。岡村は、劉劭が『人物志』を著すことにより、九品中正制度を再検討する氣運を先取りし、曹魏の君主を絶對者とした官僚體系確立の理論的基盤を提供したものとする。そして、『人物志』の理論構成・論述手法を評價し、當時の政治的談論の一面を窺い得るものとしながらも、理想主義に走りすぎ、觀念的な空論に墮したものと結論づける。本稿の問題關心からすれば、多田・岡村の見解は多くの示唆に富む。さらに、東川祥丈は、劉劭が曹氏派の法術官僚であるという多田の見解を繼承しつつ、『人物志』における儒・法・術の「三材」を中心に取りあげ、その法思想の獨自性を検討した<sup>⑤</sup>。

以上を踏まえて、本稿は、劉劭『人物志』の人物鑑定基準の特徴を照射し、同書に散見する「偏材」「兼材」といったキーワードを手掛かりと

して、その人事思想を探る。これを行うことにより、人物評價の流行および九品中正制度の成立という當時の政治情勢下における劉劭の名聲主義に對する視座を明らかにし得るとともに、後漢末以降に著された一連の人物評論の系譜において、『人物志』を位置づけることができよう。

## 一、徳の位置づけ

劉劭が『人物志』を著した正確な時期は不明である。黒田亮は、劉劭が明帝曹叡期（二二七～二三九年）に散騎常侍に遷ったこと、そして『人物志』の巻首に「魏散騎常侍劉邵撰」とあることを以て、大まかに明帝即位後の成書と述べるにとどめる。<sup>6)</sup>一方、清水潔は、明帝の青龍年間（二三三～二三六年）に夏侯惠が呈した劉劭推薦の上疏に、「臣數々其の清談を聽き、其の篤論を覽、漸漬すること歴年、服膺すること彌々久し。實に朝廷の爲に其の器量を奇とす」（『三國志』卷二十一 劉劭傳<sup>7)</sup>）とあるのを踏まえ、夏侯惠が劉劭から直接的にその「篤論」を聽き、間接的に著書を閲覽したことを推定する。かかる主張は、多田狷介および岡村繁も繼承しており、多田は、夏侯惠による推舉の時點で『人物志』の全體に相當するものが完成していた可能性を示唆する。<sup>8)</sup>ほぼ一致する諸氏の見解を踏まえれば、成書時期は青龍から景初年間（二三七～二三九年）ごろと見てよいだろう。

その『人物志』は、九徵・體別・流業・材理・材能・利害・接識・英雄・八觀・七繆・效難・釋爭の全十二篇で構成され、あわせて自序を載せる。『人物志』の全體像および編纂方針を把握すべく、まずは自序を検討する。

①夫れ聖賢の美むる所、聰明より美なるは莫し。聰明の貴ぶ所、知人より貴きは莫し。知人誠に智なれば、則ち衆材は其の序を得、而して庶績の業興れり。②是を以て聖人爰象を著せば、則ち君子・小人の辭を立つ。詩の志を敘せば、則ち風俗・雅正の業を別つ。禮樂を制すれば、則ち六藝祇庸の徳を考ふ。躬ら南面すれば、則ち俊逸輔相の材を揆く。皆衆善を達して天功を成す所以なり。天功既に成れば、則ち並びに名譽を受く。③是を以て堯は克く俊徳を明らかにするを以て稱を爲し、舜は二八を登庸するを以て功を爲し、湯は有莘の賢を抜くを以て名を爲し、文王は渭濱の叟を擧ぐるを以て貴と爲る。此に由りて之を論ずるに、聖人の徳を興すは、孰か聰明を人を求むるに勞し、安逸を任使に獲ざる者ぞ。是の故に、④仲尼は試みずして、援升する所無く、猶ほ門人を序して以て四科と爲し、泛く衆材を論じて以て三等を辨す。又中庸を歎じて以て聖人の徳を殊にし、徳を尙びて以て庶幾の論を勸む。六蔽を訓じて以て偏材の失を戒め、狂狷を思ひて以て拘抗の材を通ず。性慳として信無きを疾み、以て爲似の保ち難きを明らかにす。又曰く、其の安んずる所を察し、其の由る所を觀、以

て居止の行を知ると。人物の察や、此の如く其れ詳かなり。是を以て敢て聖訓に依りて人物を志序し、以て遺忘を補綴せんことを庶ふ。惟れ博識の君子は、其の義を裁覽せよ（『人物志』自序）。

冒頭では、①聖賢が聰明さを最も嘉し、その聰明さの中でも人物鑑定を最も貴いものとする。續いて②で列擧される交象・詩志・禮樂は、言うまでもなく儒教の經典を指す。③では堯・舜・湯・文王ら聖人たちがすぐれた人材を登用したこと、④では孔子が弟子たちを序列づけたことに觸れ、人物評價を丹念に行う必要性を述べる。一讀して分かるように、この自序は儒教の枠組みから一步も出るものではない。後半部分の「四科」「六蔽」「狂狷」「慳無信」等々の文言は、いずれも『論語』を典據とする。劉劭は儒家の聖人にならつて人物評論を綴つたことを表明したのである。かかる視座のもとに著された『人物志』の冒頭には、人物總論とも言うべき九徵篇がある。その内容を整理しよう。

蓋し人物の本は、情性より出づ。情性の理は、甚だ微にして玄なり。聖人の察に非ずんば、其れ孰か能く之を究めんや。凡そ血氣有る者は、元一を含みて以て質と爲し、陰陽を稟けて以て性を立て、五行を體して形を著はさざるは莫し。……（九徵篇）。

注（4）所掲岡村論文は、「元一」を王充『論衡』率性篇に「人の善惡は、元氣を共一す。氣に少多有り、故に性に賢愚有り（人之善惡、共一元氣。氣有少多、故性有賢愚）」とある「元氣」のことと見なす。つまり、『人物志』も王充の性論を踏まえたものと言うことができ、かかる論とともに九徵篇では、木―骨―仁、金―筋―義、火―氣―禮、土―肌―信、水―血―智というように五行・五常・五徳を配し、人間の情性が形質として表出するというのである。西順臧は、「必要な諸才能を陰陽五行の人性論によつて分析し配置した形のものであつて、分析・配置が見事であるだけにその空疎さが目だつ」と述べるが、そのとおりであろう。これに加えて、篇名にもなつている人間における九つの質、すなわち「九徵の質」を提示する。

物生ずるは形に有り、形は神情に有り。能く精神を知れば、則ち理を窮め性を盡くす。性の盡くる所は、九質の徵なり。然らば則ち、平陂の質は神に在り、明暗の實は精に在り、勇怯の勢は筋に在り、彊弱の植は骨に在り、躁靜の決は氣に在り、慘懼の情は色に在り、衰正の形は儀に在り、態度の動は容に在り、緩急の狀は言に在り。其の人と爲りや、質素平澹にして、中は叡く外は朗、筋は勁く植は固、聲は清く色は慳、儀は正しく容は直、則ち九徵皆至なれば、則ち純粹の徳なり。九徵違有れば、則ち偏雜の材なり。三度同じからず、其の徳は稱を異にす。故に偏至の材は、材を以て自ら名づけ、兼材の人は、徳を以て目と爲す。兼徳の人は、更に美號を爲す。是の故に兼徳にして至るは、之を中庸と謂ふ。中庸なる者は、聖人の目なり。體を具へて微なる、之を徳行と謂ふ。徳行なる者は、大雅の稱なり。一至は、之を偏材と謂ふ。偏材は、小雅の質なり。一徵は、之を依似と謂ふ。依似は、徳を亂すの類なり。一至一違は、之を閒雜と謂ふ。閒雜は、

無恆の人なり。無恆・依似は、皆風人の末流なり。末流の質は、勝けて論ずべからず、是を以て略して概せざるなり（九徵篇）<sup>(14)</sup>

四

劉劭は平陂・明暗・勇怯・彊弱等々の對になる概念を組み合わせて九質とし、それが神・精・筋・骨・氣・色・儀・容・言といった身體面に九徵として現れるとする。具體的には、その人となりが質素平淡、内面は叡く、外面は明らかな、筋は強く、骨は固く、聲は清く、面貌は喜び、威儀は正しく、容止はまっすぐな様をいう。かかる九徵の至達に基づいて「純粹の徳」および「偏雜の材」を規定する一方、徳を基準にして「兼徳」（中庸）・「兼材」（德行）・「偏材」（一至）という三種の人材を規定し、さらに末流として「依似」（二徵）・「間雜」（一至一違）を位置づける。劉劭の人物總論は德行に重きを置くことが分かる。このうち、末流を除いた三種の中で最も下位に置かれる「偏材」について、體別篇には、

夫れ學は材を成す所以なり、恕は情を推す所以なり。偏材の性は、移轉す可からず。之に教ふるに學を以てすと雖も、材成りて之に隨ひて以て失す。之に訓ふるに恕を以てすと雖も、情を推して各々其の心に從ふ。信なる者は信なりと逆り、詐なる者は詐なりと逆る。故に學は道に入らず、恕は物に周からず。此れ偏材の益々失するなり（體別篇）<sup>(15)</sup>。

とある。「偏材」の者に學問を教えても、材の完成に缺點が伴い、恕を教えても、人は自らの心情に從うもので、誠實な人は誠實さを、狡詐の人は狡詐を基準に他人を推し測るといふ。その上で、學問は材の強化には繋がつても性を匡正できず、卻つて「偏材」の缺點を増すという認識を示し、教化を否定する<sup>(16)</sup>。これを以て岡村繁は、劉劭が人間の才能・性格を固定のものとして捉える宿命的人物觀を有し、教育無價値論を主張したとする。しかし、かかる見解に對して、八觀篇に以下のような記述がある。

凡そ偏材の性は、二至以上ならば、則ち至質 相ひ發して、令名生ず。是の故に、骨直にして氣清ならば、則ち休名 生ず。氣清にして力勁ならば、則ち烈名 生ず。勁智にして精理ならば、則ち能名 生ず。智直にして彊怒ならば、則ち任名 生ず。端質を集むれば、則ち令德濟る。之に學を加ふれば、則ち文理 灼らかなり（八觀篇）<sup>(17)</sup>。

本來、「偏材」は一至だが、時に二つ以上の至質を有することがあれば、相互に作用して各種の善名が生じ、善良な質が集まることで徳が完成する。つまり、二至以上↓名↓徳という過程をたどる。その上で學問をすれば文理が明らかになるといふ。この至質や徳とは、前引の九徵篇および以下の文を踏まえたものである。

骨の植にして柔なる者は、之を弘毅と謂ふ。弘毅なる者は、仁の質なり。氣の清にして朗なる者は、之を文理と謂ふ。文理なる者は、禮の本なり。體の端にして實なる者は、之を貞固と謂ふ。貞固なる者は、信の基なり。筋の勁にして精なる者は、之を勇敢と謂ふ。勇敢なる者は、義の決なり。色の平にして暢なる者は、之を通微と謂ふ。通微なる者は、智の原なり。五質は恆性なり、故に之を五常と謂ふ（九徵篇）<sup>(18)</sup>。

「骨直（骨植）」や「氣清」は、仁・禮・信・義・智の儒教的徳性、すなわち「五質」（五常）に繋がり得るものである。ならば、徳を基準にして三種の序列を規定した九徵篇の内容を踏まえれば、「偏材」は至質をもとに徳を成すことで「兼材」や「兼徳」に登り得る存在と言える。<sup>(19)</sup>したがって、先行研究が述べるごとく、劉劭が人間の才能・性格を固定のものとして捉えていたと断じるのは早計であろう。ただし、「徳を濟」した後「學を加」えるというのだから、確かに「偏材」のままならば教育は無價値かも知れない。だが、劉劭は徳を介在させることで、「偏材」の價値と發展性を示しているのである。

こうした事例に端的に表れるとおり、『人物志』は徳（徳行）と材との關わりを論じることがたびたびある。そこで、次節以降、かかる劉劭の主張の背後にある思想を探るとともに、劉劭が挙げた「偏材」「兼材」をより詳しく論じてみたい。

## 二、偏材と唯才

徳行の重視は流業篇にも伺うことができる。流業篇は材に基づく職務（業）を系統立てた篇であり、以下の表は同篇の内容をもとに作成したものである。<sup>(20)</sup>この類型は他の篇にも見られ、『人物志』においてとりわけ重要なものと言つてよい。

材	特徴	官職	代表的人物
清節家	徳行高妙にして、容止法るべし。（三材の一）	師氏の任	季子・晏嬰
法家	法を建てて制を立て、國を彊くし人を富ます。（三材の一）	司寇の任	管仲・商鞅
術家	思は通じ道は化し、策謀奇妙なり。（三材の一）	三孤の任	范蠡・張良
國體	三材を兼有し、三材皆備はる。其の徳は以て風俗を厲ますに足り、其の法は以て天下を正すに足り、其の術は以て廟勝を謀るに足る。	三公の任	伊尹・呂望
器能	三材を兼有し、三材皆微なり。其の徳は以て一國を率ゐるに足り、其の法は以て郷邑を正すに足り、其の術は以て事宜を權るに足る。	冢宰の任	子産・西門豹
臧否	清節の流なるも、弘恕する能はず、譏訶を好尚し、是非を分別す。	師氏の佐	子夏の徒
伎倆	法家の流なるも、創思圖遠する能はず。而れども能く一官の任を受け、錯意施巧す。	司空の任	張敞・趙廣漢

智慧	術家の流なるも、創制垂則する能はず。而れども能く變に遭ひ權を用ゐ、權智餘有り、公正 足らず。	冢宰の佐	陳平・韓安國
文章	能く文を屬りて著述す。	國史の任	司馬遷・班固
儒學	能く聖人の業を傳ふるも、而れども事を幹し政を施す能はず。	安民の任	毛公・貫公
口辯	辯は道に入らざるも、而れども應對資給す。	行人の任	樂毅・曹丘生
驍雄	膽力衆に絶し、才略人に過ぐ。	將帥の任	白起・韓信

太枠で示したように、劉劭は人の三材として清節・法・術を規定した。「清節家」はすぐれた徳行、「法家」は法制の建立と富國、「術家」は法家思想の「術」ではなく策謀の立案を指す。三材を兼有するか、一材のみか、また材を十分に備えるか、わずかに有するかという差異のもと、「國體」から「智慧」まで五つの類型を作った。さらに三材とは別に「文章」から「驍雄」の四つを設け、この十二種を以て臣下の業とする。つまり、「國體」と「器能」以外はみな一材に長けた「偏材」と言える。かかる類型の特徴の一つは、徳行高妙な「清節家」を材（才）に組み込んだことにある。儒教的性行である徳行は、後漢末以降に隆盛する才性論において、先天的な「性」に區分される<sup>21)</sup>。それを「才」としたのは、才性論に一石を投じたものと言えよう。ちなみに、『人物志』成立から數年後、傅嘏・鍾會らによって「才性四本論」がまとめられるが、『人物志』はその思想的先驅と位置づけることができる<sup>22)</sup>。

さて、流業篇にいう三材は、ともすれば儒家（徳）と法家（法）を並列に扱っているように見える<sup>23)</sup>。もともと曹魏は、創始者の曹操が後漢末の弛緩した政治を建て直すために法刑重視の厳格な政治を行い、文帝曹丕期を経て、明帝曹叡期に再び法刑重視へと傾斜した<sup>24)</sup>。劉劭はかかる點を考慮したのかもしれない。だが、九徵篇で徳行を重視していたように、三材の筆頭にも「清節家」を擧げている。しかも、これを他の二材より優越させていることは以下の利害篇より分かる。この篇は、その名のとおり「清節家」「法家」「術家」「臧否」「伎倆」「智慧」の利と害について言及する。

夫れ清節の業は、儀容に著はれ、徳行に發す。未だ用ゐられずして章らか、其の道は順にして化有り。故に其の未だ達せざるや、衆人の進む所と爲る。既に達するや、上下の敬ふ所と爲る。其の功は以て濁を激し清を揚ぐるに足り、僚友に師範たり。其の業爲るや、弊無くして常に顯らか、故に世の貴ぶ所と爲る（利害篇<sup>25)</sup>）。

徳行に基づく「清節家」は、まだ世に出ぬときは人々に推薦され、世に出れば上下から敬われる。その功績は濁をきよめて清を明らかにし、僚

友の手本となるという。引用した文の直後には「法家」の利害を述べるが、そこには、「其の功は以て法を立て治を成すに足る。其の弊や、群枉の隳する所と爲る。其の業爲るや、蔽有りて常には用ゐられず、故に功大なれども終へず」とあり、續いて「術家」の利害として、「其の功は以て籌を運らせ變に通ずるに足る。其の退くや、隱微に藏る。其の業爲るや、奇にして用ゐらるること希にして、故に或いは沉微にして章らかならず」とある。<sup>(26)</sup>前者は統治を成し得るといふ功績があるも、人々の仇となり、その事業は常用されない。後者は策謀をめぐらせて變化に通ずるには十分だが、その事業は神奇でまれにしか用ゐられぬため、沈み隠れて現れないことがあるとする。このように各類型の利害両面を提示するが、「清節家」のみ肯定的な評價に終始している。ただし、「清節家」の流でありながら、徳行を十全に備えぬ「臧否」については、

臧否の業は、是非に本づき、其の道は廉にして且つ砭なり。故に其の未だ達せざるや、衆人の識る所と爲る。已に達するや、衆人の稱する所と爲る。其の功は以て是非を變察するに足る。其の蔽や、詆訶の怨む所と爲る。其の業爲るや、峭きびしくして裕ならず、故に或いは先に得れども後に衆に離る(利害篇<sup>(27)</sup>)。

とある。「臧否」の事業は是非に基づき、その道は清廉にしてよく戒めることができるため、世に出る前から人々に知られ、世に出ては人々から稱賛される。しかし、そしりとがめた者より怨まれたり、その事業は厳しく不寛容ゆえに、始めは良くても後に離叛されたりするという。『人物志』は徳行に重きを置くが、多少なりとも徳行を有してさえいれよというわけではない。劉劭は、「清節家」の流である「臧否」、「法家」とその流である「伎倆」、「術家」とその流である「智慧」の五種には、利だけでなく害も認めるが、一材のみでも「清節家」は例外であった。そしてこれらとは別に、三材を有する「國體」と「器能」は、天下や一國一邑を治め得る者としてゐる。『人物志』における十二種の類型は、「兼材」とりわけ「國體」に高い評價を與えつつ、「偏材」ながらも徳行を十分に備える「清節家」の價値を認めたのである。

こうした「偏材」と「兼材」の對比および徳行重視の人事思想は、かつて劉劭自身が仕えた曹操の唯才主義に一つの要因を求められよう。曹操は漢代の登用法とは大きく異なる方針を打ち出した。それが唯才主義であり、建安十五（二一〇）年以來、三度にわたってこれを發令した。以下は一回目のものである。

（建安）十五年春、令を下して曰く、「……若し必ず廉士にして而る後に用ゐるべくんば、則ち齊桓は其れ何を以てか世に霸たる。今天下に禍を被かて玉を懷かきて涓濱に釣る者有ること無きを得んや。又、嫂を盗み金を受けて未だ無知に遇はざる者無きを得んや。二三子は其れ我を佐たすけて仄陋を明揚し、唯だ才是れ擧げよ。吾得て之を用ゐん」と（『三國志』卷一 武帝紀<sup>(28)</sup>）。

曹操は廉潔の士でなかった管仲、貧しい身なりの呂尚、嫂と密通し賄賂を受け取った陳平を例に擧げ、才を以て登用基準にすることを明言した。

渡邊義浩は、唯才主義が儒教的性行を基準に登用するという漢代の郷舉里選を否定するものであり、合わせて、三度の唯才主義の發令と前後して孔融・荀彧・崔琰ら著名な「名士」を殺害することで、漢を正統化していた儒教に打撃を與えたものと捉える。<sup>(29)</sup> 首肯し得る見解である。曹操はこれを掲げ、人事において性行と才を切り離れた。例として擧げられた三人は、いずれも『人物志』流業篇にて分類されており、呂尙は「國體」に當たる。劉劭からすれば、自序で擧げている聖人の文王に仕えて師となった呂尙は、さすがに德才兼備という認識であった。一方で、管仲は「法家」、陳平は「智慧」に相當する。こうしたことから『人物志』が唯才主義を意識していたことが伺える。繰り返すが、劉劭は三材の筆頭に德行の「清節家」を組み込み、それに高い價値を與えた。流業篇に見える十二種の類型は、曹操の唯才主義を儒教的枠組みの中で捉え直す試みとも言える。『人物志』は曹操のいう唯才を「偏材」に措定して適應する任を定めた。そうして「偏材」の價値を一定程度認めながらも、德才兼備の「兼材」より下位に序列づけることで、唯才主義を批判したのである。

### 三、名聲主義への批判

劉劭は三材の中でも德行を十全に備える「清節家」を筆頭とすることで、儒家としてのあり方を前面に押し出した。さらに特定の分野に長けた「偏材」よりも、德行を備える「兼材」を重視することで、性行不問で才のみを重視した唯才主義に對する提言を行った。それでは、劉劭が唯才主義に反發した陳羣・司馬懿らの派閥に與する者かと言えば、必ずしもそうとは言いい切れない。これについては岡村繁がすでに論じており、岡村は、『人物志』が君主を聖人と規定すること、本稿の一で觸れたように夏侯惠が劉劭を評價して明帝に推薦したこと、そして『三國志』卷九 夏侯傳附夏侯玄傳に<sup>(30)</sup>

夫れ才を官し人を用ゐるは、國の柄なり。故に銓衡をば臺閣に専らにするは、上の分なり。孝行は閭巷に存し、優劣をば之を郷人に任するは、下の紋なり。夫れ教を清くし選を審かにせんと欲すれば、其の分紋を明らかにし、相ひ涉らしめざるに在るのみ。

とあることを以て、劉劭が九品中正制度を再検討する氣運を先取りしたとする。曹氏派に連なる夏侯玄は、人事權を「臺閣」、すなわち皇帝直屬の尙書に集中させるとともに、中正官と中央政府の職分の辨別を説き、九品中正制度の運用のあり方を批判したのである。如上の岡村の主張には筆者も基本的に同意する。そこで、本節では岡村の論證に補足する形を取りながら、『人物志』で名聲主義に對する見解を述べている事例を擧げ、九品中正制度を含めた當時の人事運用のあり方を照射してみたい。



まず一例は七繆篇に伺える。そもそも『人物志』は人物評價を慎重に何度も行うべきことを説く。なぜなら、評價の際にたびたび誤り得るからである。それを詳細に論じたのが以下の文である。

一に曰く、譽を察するに偏頗の繆有り。二に曰く、物に接するに愛惡の惑有り。三に曰く、心を度るに大小の誤有り。四に曰く、質を品するに早晚の疑有り。五に曰く、類を變するに同體の嫌有り。六に曰く、材を論ずるに申壓の詭有り。七に曰く、奇を觀るに二尤の失有り。夫れ采訪の要は、多少に在らず。然れども質を徵するに不明なる者は、耳を信じて敢て目を信ぜず。故に人 以て是と爲せば、則ち心は隨ひて之を明らかにす。人 以て非と爲せば、則ち意は轉じて之に化す。嫌ふ所無きと雖も、意は疑ふこと有るが若し。且つ人物を察するに、亦た自づから誤り有り。愛憎 之を兼ねれば、其の情は萬原なり。其の本を暢べざれば、胡ぞ必ずしも信ぜばけん。是の故に、人を知る者は目を以て耳を正す。人を知らざる者は耳を以て目を敗る。故に州閭の士、皆譽め皆毀るも、未だ正と爲すべからざるなり（七繆篇）。

人物鑑定時に起こる七つの過誤として、その筆頭に、聲望に基づいて取り立てる際に偏りが生ずること、第二に、交際による愛憎の惑いを指摘する。加えて引用末尾の傍線部分は、自らの耳目を以て人物鑑定すべきことの重要性を説き、郷里における評判が必ずしも正鵠を射るとは限らないことを述べる。こうした記述からは、中正官の鑑定が十全に機能していないことや、後掲する明帝の批判に見られるような黨派性を有した評價と實態とに乖離があつたことを窺わせる。さらに七繆篇には、

雋傑なる者は、衆人の尤なり。聖人なる者は、衆尤の尤なり。其の尤の彌々出づる者は、其の道彌々遠し。故に一國の雋、州に於て輩と爲すも、未だ第と爲すを得ざるなり。一州の第は、天下に於て根と爲す。天下の根は、世々優劣有り。是の故に衆人の貴ぶ所、各々其の己より出づるの尤を貴び、而して尤の尤とする所を貴はず。是の故に衆人の明は、能く輩士の數を知れども、而るに第目の度を知る能はず。輩士の明は、能く第目の度を知るも、出尤の良を識る能はざるなり。出尤の人は、能く聖人の教へを知るも、之を究めて室の奥に入る能はざるなり。是に由りて之を論ずるに、人物の理は、妙なること得て窮むべからざるのみ。

とある。いささか難解だが、傍線部の「一國」とは、「州」との對比であるから郡國のことであり、「一國の雋」とは、郡の中正官によって鑑定された人物のことであろう。また「輩」と「第」について、伏俊理譯書は、一般の人材・等級と解釋し、多田譯書はそれぞれ群輩・品第と譯す。だが、ここは九品中正制度の「輩」と捉えるべきではないか。「輩」とは、別の人物と比較してその人物を位置づける評價方法のことで、四字句の人物評語たる「狀」とともに中正官が定めるものである。「第」は郷品の高位、いわゆる上第のことと考えられる。郡國の俊英を州レベルで他者と比較して評價するも、その人物は上第を得られず、州レベルの上第であつてようやく天下の根、つまり樞要をあずかる人材たり得るのである。

また、一般人の聰明さでは、比較対象たる「輩」の士の命數を知れるのみで、その人物の品第を知ることができず、さらにその「輩」の士の聰明さでは標準的な品第のほどを知れても、より傑出した人士を知ることとはできないとする。すなわち、ここは中正官の鑑識眼に對する批判と取ることができよう。あるいはもつと一般的な意味で、人は自身よりややすぐれた人物を評價できても、はるかにすぐれた人物を評價できないことの喩えとして、郡國・州・天下の三段階を擧げているとも解釋できる。いずれにせよ、この七繆篇は人物評價の難しさと限界を説いており、なればこそ、鑑定を職掌とする中正官と九品中正制度の限界が改めて明らかになる。

そもそも名聲主義や人物評價は、當時の君主明帝もまた批判することがあった。『三國志』卷二十二 盧毓傳に、

此れより前、諸葛誕・鄧颺ら名譽を馳せ、四聰八達の諂有り、(明)帝之を疾む。時に中書郎を擧ぐるに詔して曰く、「其の人を得ると否とは、盧生に在るのみ。選舉するに名有るを取る莫かれ。名は地に畫きて餅を作るが如く、啖ふべからざるなり」と。(盧)毓對へて曰く、「名は以て異人を致すに足らず、而れども以て常士を得べし。常士は教へを畏れ善を慕ひ、然る後に名有り、當に疾むべき所に非ざるなり。愚臣 既に以て異人を識るに足らず、又 主<sup>つかさど</sup>る者は正に名に循ひ常を案ずるを以て職と爲すも、但だ當に以て其の後を驗すこと有るべし。……」と。

とある。明帝は知識人層の仲間内で行われていた人物評價を嫌い、その名聲を「畫餅」に過ぎぬものと見なした。前述したように、かかる明帝の發言の背景には、黨派性を有する名聲と實際の能力との乖離があつたのだろう。これに對して、盧毓は名聲によれば傑物を得られずとも、一定水準の人物は得られるとして、あくまで名聲重視の立場をとるとともに、中央政府において正しく考査する必要性を説いた。ちなみに、この後で明帝は劉劭に勤務評定法の作成を命じていることから、『人物志』の名聲主義批判は、明帝の意向に合致するものであつたと言つてよい。<sup>36)</sup>では、いかなる人物が他者を鑑定できるかと言えば、臣下の中では「國體」の人だけである。

一流の人は、能く一流の善を識る。二流の人は、能く二流の美を識る。盡く諸流を有すれば、則ち亦た能く衆材に兼達す。故に兼材の人は、國體と同じ。其の一隅を觀んと欲すれば、則ち終朝に以て之を識るに足る。將に其の詳かなるを究めんとすれば、則ち三日にして後に足る(接識篇)。<sup>38)</sup>

「二流の人」とは、一材を有する者のことである。その人物は一材の者を評價でき、二流であれば二材の者を評價でき、衆材を兼ねる「國體」は、三日もあれば詳細に人物を評價できるといふ。また、接識篇は「偏材」の限界を示しており、德行の人も例外ではない。「夫れ清節の人、正直を以て度と爲す。故に其の衆材を歴るや、能く性行の常を識れども、或いは法術の詭を疑ふ(夫清節之人、以正直爲度。故其歴衆材也、能識性行之

常、而或疑法術之詭」とあるように、「清節家」ですら他者を評價するに當たつて、自らの長じる基準に依つて鑑識眼が歪むことを論じており、卻つて劉劭が「國體」をいかに高く認めているかが分かる。ちなみに、この接識篇の主張は九品中正制度にまつたく適さないことが理解できる。なぜなら、もし「偏材」を中正官に就けるとしたら、各種の材を配置して繰り返し鑑定する必要が生じてしまう。また、あらゆる人物を評價できる「兼材」の「國體」は、流業篇にいうところの「三公の任」、つまり宰相級の人材である。それを中正官にすべて就けることは、事實上不可能かつ無駄である。<sup>(39)</sup>

そうした「國體」以外に人物評價の可能な者が君主であつた。『人物志』材能篇には、流業篇と同じく「清節家」以下の十二種類の材を述べた後で、

凡そ此を之れ能くするは、皆偏材の人なり。故に或いは能く言ひて行ふ能はず、或いは能く行ひて言ふ能はず。國體の人に至りては、能く言ひ能く行ひ、故に衆材の雋と爲すなり。人君の能は此れに異なる。故に臣は自ら任ずるを以て能と爲し、君は人を用ゐるを以て能と爲す。臣は能く言ふを以て能と爲し、君は能く聽くを以て能と爲す。臣は能く行ふを以て能と爲し、君は能く賞罰するを以て能と爲す。能くする所同じからず、故に能く衆材に君たるなり（材能篇<sup>(40)</sup>）。

とある。「偏材」には、辯舌に長けるが行動力のない者、行動力はあるが、辯舌の苦手な者がいるが、「衆材の雋」たる「國體」はどちらにも長ける存在である。劉劭はここでも「國體」の價値を認め、その上で、臣下と君主の能における違いを對比させて論じ、君主が衆材の上位に立つ存在であることを規定する。かかる點を以て、注（4）所掲岡村論文は、魏の天子を絶對的支配者にいたたく中央集權的官僚體系の確立に理論的な基礎を提供したものと結論づける。さらに流業篇には<sup>(41)</sup>

主徳なる者は、聰明平淡にして、衆材に總達すれども事を以て自ら任せざる者なり。是の故に、主道立てば、則ち十二材は各々其の任を得るなり。……是れ謂へらく、主道得て臣道序し、官方を易へざれば、而ち太平は用て成れり。若し道平淡ならず、一材に與して同（と）好を用ゐれば、則ち一材は權に處り、而して衆材は任を失せり。

とある。自序にあるとおり「聰明」は聖賢が嘉するものであり、また九徵篇に、「凡そ人の質量は、中和を最も貴しとす。中和の質は、必ず平淡無味なり（凡人の質量、中和最貴矣。中和之質、必平淡無味）」とあるように、中和（中庸）＝平淡を最貴とし、これを聖人と規定する。そして主道が確立してこそ、十二種の臣下の才能は各々その任に落ち着くことができるという。しかし、君主が聰明平淡でなく、人物が特定の一材ばかりに偏ると、權力がそこに集中して衆材は任を失うことになる。換言すれば、人物評價を行い得る君主は、常に聖人たるべきことを求められるの

である。ならば、これは曹魏の天子を絶対者に規定するというよりは、むしろ理想的な君主像の提示といった方が適當ではあるまいか。ちなみに、明帝は宮殿を造營して奢侈におぼれたり、徳治とは逆の法刑を重んずる政治を執るなど、とても聖人とは言い難い君主であった。<sup>(4)</sup> 如上の内容を勘案すると、劉劭は、中正官による人物鑑定はもちろん、廣く官界における人事のあり方を問題にしたと考えられる。前引の盧毓傳に見られた明帝の發言によれば、當時の官界では、名聲と能力・序列の不一致がたびたびあったようである。それゆえ、劉劭は『人物志』において、自らの耳目を以て丹念に鑑定することの必要性を主張する一方、聖人である君主と「國體」である宰相級の人物の價值を上位に置きながら、それらが正しく官僚を評價することを期待したのである。

以上をまとめると、『人物志』は、性行不問で才に長けた者を重視する曹操の唯才主義、郷里の評判に基づく人物鑑定を軸とする九品中正制度のあり方、有徳の天子ではない明帝の政治を踏まえた上で、それら現實政治に對する總括と批判を込めた書としての面を有するものであった。

### おわりに

明帝の青龍・景初年間ごろの成書とされる劉劭『人物志』は、古の聖賢にならつて人物を鑑定し登用する方法とその難しさを説く。そして儒教的價值觀に基づき人間の質を分類し、また「清節家」「法家」「術家」の三材を基準として、各種の材の偏・兼および微・備に應じた能力と任を類型だてる。そして特定の材に長けた「偏材」と複数の材を有する「兼材」とを並べ、「兼材」の方に高い價值を認めた。かかる徳材兼備の「國體」を臣下の中で最上位に位置づける點は、曹操が掲げた唯才主義への批判と言えるものであった。さらに、人物評價の際に犯しやすい過誤を論じる中で、名聲主義と人物評價のあり方を批判したのである。その上で劉劭は、聰明平淡なる聖人の君主、あるいは「兼材」の「國體」が人物評價を行うべきと主張した。これは人事權を君主側に回収すべきという論理とも言え、同時に君主が常に聖人であるべきという理想像も示したのである。かかる特徴を有する『人物志』は、先行研究が述べるとおり、精緻であるがゆえに空疎さが目立つのは確かである。實際の人物評價の場で適用された形跡もなく、理念先行と評されるのも致し方ない。しかし、すべてがそうであるとは言い切れず、その内容には現實政治や當時の名聲主義を批判している箇所が存在する。さらに正始以後の才性をめぐる議論の先驅として位置づけられるものでもあった。

- (1) 關正郎「劉劭の人物志について」(『人文科學研究』一一、一九五六年十二月)。
- (2) 清水潔「劉邵の『人物志』における人物鑑識の説について」(『大阪大學教養部研究集録 人文・社會科學』一六、一九六八年十月)。以下、文中に言及する清水の論はこれを目指す。
- (3) 多田狷介「劉劭とその考課法について」(『中嶋敏先生古稀記念論集』上卷、汲古書院、一九八〇年、『漢魏晉史の研究』、汲古書院、一九九八年に所収。論題どおり、多田は、劉劭の「考課法」(『都官考課』)を考察したものであるが、劉劭と夏侯惠の交友の深さに言及し、劉劭を曹氏派と結論づける。以下、文中に言及する多田の論はこれを目指す。
- (4) 岡村繁「劉邵の『人物志』における人物論の構想とその意圖」(『金谷治編『中國に於ける人間性の探究』、創文社、一九八三年)。以下、文中に言及する岡村の論はこれを目指す。
- (5) 東川祥丈「劉劭の法思想について」(『人物志』の政治的分業論を手掛かりに)、『東方學』一〇五、二〇〇三年一月。この他の先行研究としては、たとえば、高野淳一「劉劭『人物志』における内と外」(『文化』五八一・二、一九九四年九月)は、人間の内面・外面や自己と他者に關する劉劭の所論を考察している。
- (6) 黒田亮『支那心理思想史』(小山書店、一九四八年)。この著書は、『人物志』全體の内容を整理・要約している。
- (7) 臣數聽其清談、覽其篤論、漸漬歷年、服膺彌久、實爲朝廷奇其器量(『三國志』卷二十一 劉劭傳)。
- (8) 成書時期について、多田は注(2)所掲清水論文とほぼ同一の見解を提示するが、多田は清水論文を參照し忘れたことを附記している。
- (9) ①夫聖賢之所美、莫美乎聰明。聰明之所貴、莫貴乎知人。知人誠智、則衆材得其序、而庶績之業興矣。②是以聖人著交象、則立君子小人之辭。敘詩志、則別風俗雅正之業。制禮樂、則考六藝祗庸之德。躬南面、則援俊逸輔相之材。皆所以達衆善而成天功也。天功既成、則並受名譽。③是以堯以克明俊德爲稱、舜以登庸二八爲功。湯以拔有莘之賢爲名、文王以舉渭濱之叟爲貴。由此論之、聖人興德、孰不勞聰明於求人、獲安逸於任使者哉。是故、④仲尼不試、無所援升、猶序門人以爲四科、泛論衆材以辨三等。又歎中庸以殊聖人之德、尙德以勸庶幾之論。訓六蔽以戒偏材之失。思狂狷以通拘抗之材。疾恠恠而無信、以明爲似之難保。又曰察其所安、觀其所由、以知居止之行。人物之察也、如此其詳。是以敢依聖訓、志序人物、庶以補綴遺忘。惟博識君子裁覽其義焉(『人物志』自序)。なお、本稿の『人物志』のテキストは、四部叢刊本を底本としながら、王水校注『人物志』(黃山書社、二〇一〇年)を合わせて參照し、多田狷介「中國逍遙」『中論』・『人物志』譯註他一(『汲古書院』、二〇一四年。譯注の初出は一九七九・一九八〇年)の注記を參考にした。
- (10) 例に擧げたものであれば、「四科」は先進篇、「六蔽」は陽貨篇、「狂狷」は子路篇、「恠恠無信」は泰伯篇を典據とする。
- (11) 蓋人物之本、出乎情性。情性之理、甚微而玄。非聖人之察、其孰能究之哉。凡有血氣者、莫不含元一以爲質、稟陰陽以立性、體五行而著形。苟有形質、猶可卽而求之。凡人之質量、中和最貴矣。中和之質、必平淡無味。故能調成五材、變化應節。是故、觀人察質、必先察其平淡、而後求其聰明(九徵篇)。
- (12) 注(4)所掲岡村論文は、劉劭が王充『論衡』を踏まえて、人間がそれぞれ宿命的に持っている「元一」(元氣)の多少厚薄によって、各人各様の「質」が固定化されると考えたであろうことを指摘する。
- (13) 西順臧「魏の君子たちの思想の性質について」(『一橋論叢』三六一六、一九五六年十二月、『中國思想論集』、筑摩書房、一九六九年に所収)。
- (14) 物生有形、形有精神。能知精神、則窮理盡性。性之所盡、九質之徵也。然則、平陂之質在於神、明暗之實在於精、勇怯之勢在於筋、疆弱之植在於骨、躁靜之決在於氣、慘憺之情在於色、衰正之形在於儀、態度之動在於容、緩急之狀在於言。其爲人也、質素平澹、中叡外朗、筋勁植固、聲清色懌、儀正容直、則九徵

皆至、則純粹之德也。九徵有違、則偏雜之材也。三度不同、其德異稱。故偏至之材、以材自名。兼材之人、以德爲目。兼德之人、更爲美號。是故、兼德而至、謂之中庸、中庸也者、聖人之目也。具體而微、謂之德行、德行也者、大雅之稱也。一至、謂之偏材、偏材、小雅之質也。一徵、謂之依似、依似、亂德之類也。一至一違、謂之間雜、間雜、無恆之人也。無恆、依似、皆風人未流、未流之質、不可勝論、是以略而不概也（九徵篇）。

(15) 夫學所以成材也、恕所以推情也。偏材之性、不可移轉矣。雖教之以學、材成而隨之以失。雖訓之以恕、推情各從其心。信者逆信、詐者逆詐。故學不入道、恕不周物。此偏材之益失也（體別篇）。

(16) 侯外廬「玄學思想的階級根源」（侯外廬等著『中國思想通史』第三卷、人民出版社、一九五七年）は、何晏・曹爽・鄧颺が「才性四本論」の同・合・異・離のいずれでもなく、「性至上」と解したものとし、かれらを「魏宗室派」と命名した。これを踏まえて、注（3）所掲多田論文は、『人物志』の「偏材之性、不可移轉矣」という記述に集約される劉劭の性に關する考え方を「性至上」論と見なす。

(17) 凡偏材之性、二至以上、則至質相發、而令名生矣。是故、骨直氣清、則休名生焉。氣清力勁、則烈名生焉。勁智精理、則能名生焉。智直彊慤、則任名生焉。集于端質、則令德濟焉。加之學、則文理灼焉（八觀篇）。

(18) 骨植而柔者、謂之弘毅。弘毅也者、仁之質也。氣清而朗者、謂之文理。文理也者、禮之本也。體端而實者、謂之貞固。貞固也者、信之基也。筋勁而精者、謂之勇敢。勇敢也者、義之決也。色平而暢者、謂之通微。通微也者、智之原也。五質恆性、故謂之五常矣（九徵篇）。なお、八觀篇の「智直彊慤」について、伏俊璉『人物志譯注』（上海古籍出版社、二〇〇八年）は、智・仁・勇・信の四つに該當するものと解釋する。

(19) 至質・五質はともに「質」字を含むため紛らわしいが、前者は九質のことであり、言わば五質の根源となる。注（9）所掲多田譯書は、「偏至之材、以材自名。兼材之人、以德爲目。兼德之人、更爲美號。是故、兼德而至、謂之中庸、中庸也者、聖人之目也。具體而微、謂之德行、德行也者、大雅之稱也。一至、謂之偏材、偏材、小雅之質也」という九徵篇の内容について、「偏頗な人材」（偏材・偏至之材）は徳と關わりないことになっているのに、この後文の「一至、謂之偏材」では、何か一つの徳を致していることになり、劉劭の論旨が前後一貫しないことを指摘する。だが、そもそも九質の一至を有するのが「偏材」である。複数を有して作用し合うことで、やがて徳へと繋がるのだから、まだ徳を成し得ていない存在と言える。ゆえに、多田が「一至」を「一徳を致しえたもの」と譯すのは誤りであろう。

(20) 『人物志』流業篇に、「蓋人流之業、十有二焉、有清節家、有法家、有術家、有國體、有器能、有臧否、有伎倆、有智慧、有文章、有儒學、有口辨、有雄傑。若夫德行高妙、容止可法、是謂清節之家、延陵・晏嬰是也。建法立制、疆國富人、是謂法家、管仲・商鞅是也。思通道化、策謀奇妙、是謂術家、范蠡・張良是也。兼有三材、三材皆備、其德足以厲風俗、其法足以正天下、其術足以謀廟勝、是謂國體、伊尹・呂望是也。兼有三材、三材皆微、其德足以率一國、其法足以正鄉邑、其術足以權事宜、是謂器能、子產・西門豹是也。兼有三材之別、各有一流。清節之流、不能弘恕、好尚譏訶、分別是非、是謂臧否、子夏之徒是也。法家之流、不能創思圖遠、而能受一官之任、錯置施巧、是謂伎倆、張敞・趙廣漢是也。術家之流、不能創制垂則、而能遭變用權、權智有餘、公正不足、是謂智慧、陳平・韓安國是也。凡此八業、皆以三材爲本。故雖波流分別、皆爲輕事之材也。能屬文著述、是謂文章、司馬遷・班固是也。能傳聖人之業、而不能幹事施政、是謂儒學、毛公・貫公是也。辯不入道、而應對資給、是謂口辯、樂毅・曹丘生是也。膽力絕衆、才略過人、是謂驍雄、白起・韓信是也。凡此十二材、皆人臣之任也」とあるのに基づく。この十二種の業は材能篇でも觸れられており、そちらでは「驍雄」を「豪傑」としている。

(21) 「性」や曹魏以降に導入された九品中正の名稱にも含まれる「品」とは、先天的・生まれつきの性質のことであり、「才」とは後天的な能力を指す。漢代の官僚登用の常擧であつた孝廉は、言わば「性」と「才」とが結びつくことを前提とし、「性」が善であれば官僚としての能力を有するという考え方である。これについてはすでに、渡邊義浩「九品中正制度と性三品説」（『三國志研究』一、二〇〇六年七月、『西晉「儒教國家」と貴族制』、汲古書院、二〇一〇年

所收)に詳しく論じられている。

- (22) 注(16)で言及したように、劉劭の才性の捉え方について、侯外慮と多田狷介は、「性至上」論という立場をとる。本稿は、少なくともも流業篇においては、德行という性を才に組み込むものとし、「才性四本論」の「同」に近いものと見なす。「才性四本論」については、唐長孺「魏晉才性論的政治意義」(『魏晉南北朝史論叢』、三聯書店、一九五五年に所收)と岡村繁「才性四本論」の性格と成立―あわせて唐長孺氏の「魏晉才性論的政治意義」を駁す(『名古屋大學文學部研究論集』二八、一九六二年三月)の論争があり、岡村は「才性四本論」の編纂時期を、嘉平元(二四九)年から嘉平三(二五一)年ごろと推定する。同論については、拙稿「曹魏における「才性四本論」の展開」(『Waseda Rilas Journal』No.6、二〇一八年十月)も参照。
- (23) 「清節家」を「法家」や「術家」より優位に置くことについては、注(5)所掲東川論文が言及しており、君主の「主徳」の前には「清節家」の「徳」も、法家の制定する「法」も同じ位置づけを與えていること、徳治と法治がともにそれぞれ獨立して全く別の機能を受け持つ、ただの政治手法・政治技術としてのみ捉えていることを指摘する。
- (24) 明帝の政治は法刑重視で、曹魏に仕えた衛瓘はそれが特に厳しかったことに言及する(『晉書』卷三十六 衛瓘傳)。また、曹魏・西晉の官僚であった傅玄は、自著『傅子』の中で曹操・曹丕・曹叡三代を總括して、その政治を批判した。詳しくは、拙稿「傅玄『傅子』の治國・人事思想」(『三國志研究』一、二〇一七年九月)を参照。
- (25) 『人物志』利害篇に、「夫清節之業、著于儀容、發於德行。未用而章、其道順而有化。故其未達也、爲衆人之所進。既達也、爲上下之所敬。其功足以激濁揚清、師範僚友。其爲業也、無弊而常顯、故爲世之所貴」とある。
- (26) 参考までに全文を載せると、「法家之業、本于制度、待乎成功而效。其道前口而後治、嚴而爲衆。故其未達也、爲衆人之所忌。已試也、爲上下之所懼。其功足以立法成治。其弊也、爲群枉之所讎。其爲業也、有敝而不常用、故功大而後不終。術家之業、出於聰思、待於謀得而章。其道先微而後著、精而且玄。其未達也、爲衆人之所不識。其用也、爲明主之所珍。其功足以運籌通變。其退也、藏於隱微。其爲業也、奇而希用、故或沉微而不章」とある。
- (27) 臧否之業、本乎是非、其道廉而且砥。故其未達也、爲衆人之所稱。其功足以變察是非、其蔽也、爲詆訶之所怨。其爲業也、峭而不裕、故或先得而後離衆(利害篇)。
- (28) 十五年春、下令曰、……若必廉士而後可用、則齊桓其何以霸世。今天下得無有被褐懷玉而釣于涓濱者乎。又得無盜嫂受金而未遇無知者乎。二三子其佐我明揚仄陋、唯才是舉。吾得而用之(『三國志』卷一 武帝紀)。
- (29) 渡邊義浩「三國時代における「文學」の政治的宣揚 ―六朝貴族制形成史の視点から―」(『東洋史研究』五四―三、一九九五年十二月)、『古典中國』における文學と儒教、汲古書院、二〇一五年に所收。また、唯才主義への批判は劉劭だけでなく、「才性四本論」に攜わった傅嘏・鍾會や、傅玄も行っている。詳しくは、注(22)および注(24)所掲の拙稿を参照。
- (30) 夫官才用人、國之柄也、故銓衡專於臺閣、上之分也、孝行存乎閭巷、優劣任之鄉人、下之絃也。夫欲清教審選、在明其分絃、不使相涉而已(『三國志』卷九 夏侯尚傳附夏侯玄傳)。
- (31) 一曰、察譽有偏頗之繆。二曰、接物有愛惡之感。三曰、度心有大小之誤。四曰、品質有早晚之疑。五曰、變類有同體之嫌。六曰、論材有申匿之詭。七曰、觀奇有二尤之失。夫采訪之要、不在多少。然徵質不明者、信耳而不敢信目。故人以爲是、則心隨而明之。人以爲非、則意轉而化之。雖無所嫌、意若有疑。且人察物、亦自有誤、愛憎兼之、其情萬原。不暢其本、胡可必信。是故、知人者以目正耳。不知人者以耳敗目。故州閭之士、皆譽皆毀、未可爲正也(七繆篇)。引用箇所「意若有疑」について、底本には「意若不疑」とあるが、劉劭注に、「信毀譽者、心雖無嫌、意固疑矣」とあり、これを踏まえて、岡村繁

- 『人物志劉注校箋』（名古屋大學文學部研究論集）二五、一九六一年三月）は、「案不、疑當作有」とする。今これに従って改めた。
- (32) 然則雋傑者、衆人之尤也。聖人者、衆尤之尤也。其尤彌出者、其道彌遠。故一國之雋、於州爲輩、未得爲第也。一州之第、於天下爲根。天下之根、世有優劣。是故、衆人之所貴、各貴其出己之尤、而不貴尤之所尤。是故、衆人之明、能知輩士之數、而不能知第目之度。輩士之明、能知第目之度、不能識出尤之良也。出尤之人、能知聖人之教、不能究之入室之奧也。由是論之、人物之理妙、不可得而窮已（七繆篇）。
- (33) 伏俊璉譯書は注（18）、多田譯書は注（9）を参照。伏俊璉・多田兩氏の解釋に基づけば、ここは、郡國の俊英がただちに天下の樞要を擔う人材たり得ないことを述べる。そうであれば、やはり中正官の鑑識眼や、それらに鑑定された人材の限界を示すものとなる。
- (34) 『文選』卷五十 沈休文「恩倖傳論」注引「傅子」に、「魏司空羣始立九品之制、郡置中正、評次人才之高下、各爲輩目。州置州都、而總其義」とあり、郡中正が「輩」を爲したことが分かる。「輩」については、矢野主税「狀の研究」（『史學雜誌』七六一、一九六七年二月）を参照。
- (35) 宮崎市定『九品官人法の研究 科擧前史』（東洋史研究會、一九五六年）によれば、司馬懿は正始年間（二四〇～二四九）に州大中正（州都）を設けたとされる。一方、正始年間の司馬懿と夏侯玄の對話に、「自州郡中正品度官才之來、有年載矣」（『三國志』卷九 夏侯尚傳附夏侯玄傳）とあり、州や郡に以前から中正官が置かれたと思しき記述もある。宮崎は「州郡」を單に地方の意味にとつて前述の結論を提示するが、正始の直前に當たる青龍・景初年間において、すでに州レベルで人物比較が行われていた可能性はあり得る。
- (36) 『三國志』卷二十一 盧毓傳に、「前此諸葛誕・鄧颺等馳名譽、有四聰八達之謂、帝疾之。時舉中書郎、詔曰、得其人與否、在盧生耳。選舉莫取有名。名如畫地作餅、不可啖也。毓對曰、名不足以致異人、而可以得常士。常士畏教慕善、然後有名、非所當疾也。愚臣既不足以識異人、又主者正以循名案常爲職、但當有以驗其後。……」とある。明帝は諸葛誕・鄧颺らを「浮華」と呼んで抑黜した。盧毓については、拙稿「范陽の盧氏について」―盧植・盧毓と漢魏交代期の政治・文化―（『東洋史研究』七五一、二〇一六年六月）を参照。
- (37) このときに作成されたのが『都官考課』である。ただし、内容は今に傳わらず、これに對する傳嘏・崔林・杜恕らの批判だけが残る。『都官考課』については、注（3）所掲多田論文、および東川祥丈「劉劭『都官考課』とその批判をめぐって」（『中國思想史研究』二六、二〇〇三年十二月）を参照。
- (38) 一流之人、能識一流之善。二流之人、能識二流之美。盡有諸流、則亦能兼達衆材。故兼材之人、與國體同。欲觀其一隅、則終朝足以識之。將究其詳、則三日而後足（接識篇）。
- (39) 洪飴孫『三國職官表』（熊方等撰・劉祐仁點校『後漢三國志補表三十種』下、中華書局、一九八四年に所收）によれば、郡に置かれた中正は、定員一名の八品官である。
- (40) 凡此之能、皆偏材之人也。故或能言而不能行、或能行而不能言。至於國體之人、能言能行、故爲衆材之雋也。人君之能異於此、故臣以自任爲能、君以用人爲能。臣以能言爲能、君以能聽爲能。臣以能行爲能、君以能賞罰爲能。所能不同、故能君衆材也（材能篇）。
- (41) 主德者、聰明平淡、總達衆材而不以事自任者也。是故、主道立、則十二材各得其任也。……是謂、主道得而臣道序、官不易方而太平用成。若道不平淡、與一材同用好、則一材處權、而衆材失任矣（流業篇）。
- (42) 明帝の宮殿造營と奢侈については、福原啓郎「三國魏の明帝―奢靡の皇帝の實像―」（『古代文化』五二―八、二〇〇〇年八月、『魏晉政治社會史研究』、京都大學出版會、二〇一二年に所收）に詳しい。